

重度の障害がある人へ

特別障害者手当

などを支給します

重度の障害がある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などを受給できます。

手当の支給額(平成27年4月時点)

手当の種類	支給額(月額)
①特別障害者手当	2万6,620円
②障害児福祉手当	1万4,480円
③特別児童扶養手当	1級 5万1,100円
	2級 3万4,030円
④富士市重度心身障害児福祉手当	1万円
⑤富士市重症心身障害者等介護手当	5,000円

1 特別障害者手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害(※1)があり、日常生活において常に特別な介護が必要な満20歳以下の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

- ①重度の障害が2つ以上ある（内部障害の重複は1つの障害として扱われます）
- ②重度の障害が1つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害）が2つ以上ある
- ③重度の障害が1つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

2 手当1級に該当する子ども

- ①身体障害者手帳1・2級または3級の一部（※2）
- ②療育手帳の障害の程度がA

3 手当2級に該当する子ども

- ①身体障害者手帳3級または4級の一部（※3）
- ②知的障害でIQ50以下

4 富士市重度心身障害児福祉手当

対象／特別児童扶養手当1級該当者で所得制限により受給できない保護者一部（※3）

- ①身体障害者手帳1・2級の障害者と同居して常に介護している人
- ②身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の知的障害が重複している人と同居して常に介護している人

5 富士市重症心身障害者等介護手当

- 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金を受けているとき
- 生活保護を受けているとき
- 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- 身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません。

6 特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- ①身体障害者手帳1・2級または3級の一部（※2）
- ②3か月以上入院しているとき
- （特別障害者手当のみ）

!

手当には支給制限があります

特別障害者手当・障害児福祉手当

・特別児童扶養手当

・本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

●施設に入所しているとき

●特別児童扶養手当を受けているとき

●3か月以上入院しているとき

（特別障害者手当のみ）

◎手当の認定については審査があります。
該當にならない場合があります。

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課

☎(55)2759 国(53)0151

✉fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

対象／身体または知的・精神に重度の障害(※1)があり、日常生活において常に介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ①重度の障害が1つ以上ある

(身体障害者手帳2級)の合併障害

②知的障害(IQ35以下)と身体障害

(身体障害者手帳2級)の合併障害

※1 身体障害者手帳個別の障害が1級（視覚・聴覚障害は2級まで）、知的障害でIQ20以下、重度の精神障害（手帳1級）

※2 下肢障害において、両足首から下肢障害において、両足首から欠くもの

※3 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

★ IQ：知能指数